

感調第58号
令和2年11月30日

各市町村長 様

岐阜県知事

ストップ「コロナ・ハラスメント」アクションプランに基づく
対策の実施について（依頼）

県では、7月に策定した「岐阜県感染症対策基本条例」を踏まえ、新型コロナウイルスへの恐怖心、誤解や偏見により人を排除したり差別したりすることを「コロナ・ハラスメント」と呼び、9月1日には県内全市町村長の賛同を得て『ストップ「コロナ・ハラスメント」宣言』を発出し、感染者や医療従事者、そのご家族などの関係者が不当な差別や誹謗中傷を受けることがないように、各種メディアを活用した啓発、相談窓口の周知などを行ってきたところです。

県における新型コロナウイルスの感染状況は、9月1日の「第2波非常事態宣言」解除後に15のクラスターが発生（11月29日時点）するなど、感染者数が徐々に増加していることから、すでに第3波であると考えられ、今後、忘年会、新年の親戚一同の会食、成人式の2次会など高感染リスクの機会が多数ある年末年始を控え、さらなる感染拡大が懸念される状況となっています。

県では、目下の感染の拡大に伴い「コロナ・ハラスメント」の増加も懸念されることから、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議（第22回（令和2年11月25日開催））において、今後とるべき対策を『ストップ「コロナ・ハラスメント」アクションプラン』としてまとめ、対策の徹底を図っていくこととしました。

コロナ・ハラスメントは重大な人権侵害であるとともに、ハラスメントを恐れて体調不良を隠して出勤したり、診療を控えたりする人が増加することにより感染の拡大にもつながるものであり、防止への取組みが不可欠と考えます。

については、貴市町村におかれましても、コロナ・ハラスメント防止の重要性をご理解の上、事業所・学校・自治会・外国人コミュニティ等への周知についてご協力いただきますようお願いいたします。

（添付資料）

- ・ストップ「コロナ・ハラスメント」アクションプラン（概要版）
- ・ストップ「コロナ・ハラスメント」アクションプラン
- ・新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～【日本赤十字社作成】
- ・新型コロナウイルスと偏見・差別プライバシー侵害ホットライン【日本弁護士連合会作成】

◆具体的な対策

(別添『ストップ「コロナ・ハラスメント」アクションプラン』(以下「AP」という。)参照)

【各市町村が実施する対策】

- ① あらゆるメディア(新聞、テレビ、地デジ、ラジオ等)を活用し、広報を継続、徹底 ※広報する内容についてはAPのP2を参照して下さい。
- ② 外国人県民に必要な情報が届くよう、国籍別のコミュニティ等を考慮し、実効性ある普及啓発を継続、徹底 ※APのP10参照。動画は12月中に完成予定です。
- ③ 地域の自治会に必要な情報が届くよう、市町村広報、自治会の回覧板により、正しい知識を周知徹底
- ④ 相談・支援窓口の周知・徹底 ※APのP3を参照して下さい。
- ⑤ あらゆる労働相談窓口においてコロナ・ハラスメントの相談窓口を紹介
※周知資料として別添日本赤十字社「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう!～負のスパイラルを断ち切るために～」をご活用下さい(加工しての使用は不可)。

【各事業所、団体が実施する対策】

- ① 感染防止対策担当者(ぎふコロナガード)を通じ、各事業所への周知を徹底
- ② 初動マニュアルを作成、コロナ・ハラスメントの予防にも配慮した感染防止対策を徹底 ※初動マニュアルについてはAPのP7を参照して下さい。
- ③ 『ストップ「コロナ・ハラスメント」』宣言として、県から提示するポスターを事業所内に掲示 ※ポスターは完成次第WEBで公開します。

【各学校が実施する対策】

- ① コロナ対応マニュアルを作成
- ② 授業やLHR(ロングホームルーム)等において、コロナ・ハラスメントを取り上げた人権教育の取組みを実施
※参考資料として別添日本赤十字社「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう!～負のスパイラルを断ち切るために～」をご活用下さい(加工しての使用は不可)。
- ③ 児童・生徒一人一人の心の不安を早期に把握、対応

担 当	健康福祉部 感染症対策調整課 企画連携係		
係 長	小 川	担当者	篠 田
電 話	058-272-8155 (直通)		
F A X	058-278-3536		
E-mail	c11238@pref.gifu.lg.jp		